

茨木市公告第 23 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 9 月 29 日

茨木市長 木本 保平

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
見山地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 27 年 9 月 29 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
個人 3 経営体  
集落営農 5 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイア・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
新規就農者の受け入れや集落営農の組織化を進め、組織として耕作放棄地の解消に取り組むとともに農地の集積を図り農業経営の安定化を進めていく。  
また、山間地の気候条件を活かした高付加価値の農作物栽培に取り組むとともに、6 次産業化の取り組みを進め、地域農業の活性化を図る。